

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0782)
処分担当名	同上
処分の名称	受診命令拒否等による補償給付の一時差止
概要	補償給付を受けている者が、報告または文書等の提出の求めに正当な理由なくこれに従わず、または虚偽の報告や文書を提出したり、または補償給付の支給に関して医師の受診の命令に正当な理由なくこれに従わないときは、補償給付が一時差止めされます。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第138条
処分基準	<p>第138条 補償給付を受けることができる者が、第136条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は正当な理由がなく前条の規定による命令に従わないときは、都道府県知事は、その者に対する補償給付を一時差止めすることができる。</p> <p>第136条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定又は補償給付を受け、又は受けようとする者に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。</p> <p>第137条 都道府県知事は、認定又は補償給付の支給に関し必要があると認めるときは、認定又は補償給付を受け、又は受けようとする者に対し、その認定又は補償給付の支給に係る者について、当該都道府県知事の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371516.html
備考	